林業就業促進資金のご案内

	内容	貸付対象者	貸付限度額	償還期間 (內据置期間)
就業準備資金	新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な事前の活動を行うのに必要な資金 (例)就業先調査費、林業体験活動費、旅費、滞在費、林業作業用具購入費、図書・参考文献費、連絡通信費等	新たに林業に就業しようとする者	150万円/人	20年以内 (4 年以内)
	認定事業主が新たに雇い入れる林業就業者に対し上記の ような活動に必要な資金を支給するのに必要な資金	認定事業主	新たに雇い入れる林業就業者 1人につき 120万円/人	13年以内 (4年以内)
就業研	新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な研修を受けるのに必要な資金 (例)受講料、旅費、滞在費、大型特殊免許・架線主任者 免許等森林施業に従事するのに必要な免許取得費、実習用 具費、実習教材費等	新たに林業に就業しようとする者	月額5万円/人 (滋賀もりづくりアカデミー 新規就業者コース受講の場合)	20年以内 (4 年以内)
	認定事業主が新たに雇い入れる林業就業者に対し上記のような研修に必要な資金を支給するのに必要な資金	認定事業主	新たに雇い入れる林業就業者 1人につき 月額4万円/人 (滋賀もりづくりアカデミー 新規就業者コース受講の場合)	13年以内 (4 年以内)

認定事業主:「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条の規定により「雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画」を作成し、 知事の認定を受けた事業主。

【お問い合わせ先】滋賀県林業労働力確保支援センター 滋賀県大津市松本一丁目 2-1 (滋賀県大津合同庁舎 6F) TEL:077-522-0307